本様式はあくまで例示です。引用した場合の責は作成者にあります。主な記載内容を掲載していますが、変更が必要な部分については、本様式に記載のないものも含め、各自で必ずご確認ください。

羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に際し、指定通所介護等契約書において追記が必要な内容の例示

（契約の目的及び趣旨）

※事業者が提供するサービス内容に、羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスを加える。（以下、例文。）

第○条 事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成９年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護（以下「通所介護」と言います。）又は指定介護予防通所介護（以下「予防通所介護」と言います。）又は羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「羽咋市総合事業」と言います。）による通所サービス（以下「通所型サービス」と言います。）を提供します。

（契約期間）

※契約期間の要件に要介護認定の有効期間に加え、通所型サービスの内容も加える。（以下、例文。）

第○条この契約の始期は、平成年月日から効力を有するものとします。

２　この契約の終期は、要介護又は要支援の認定（以下「要介護認定」と言います。）を受けている利用者にあっては、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、羽咋市総合事業の対象者の確認（以下「事業対象者確認」と言います。）を受けた者は事業対象者確認の有効期間満了日とします。

３　第２項に規定する契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書又は口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画・介護予防通所介護計画）

※提供するサービス内容の計画について通所型サービスの計画も加える。（以下、例文。）

第○条事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画又は羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業支援総合事業支援計画に沿って、通所介護にあっては「通所介護計画」、介護予防通所介護及び羽咋市総合事業にあっては「介護予防通所介護計画」（ただし、羽咋市総合事業にあっては必要な場合に限る。）を作成します。事業者は、この「通所介護計画」又は「介護予防通所介護計画」の内容を利用者及びその家族等に説明し交付するものとします。

（サービス内容及びその変更）

※提供するサービス内容の計画について通所型サービスの計画も加える。（以下、例文。）

第○条利用者が利用するサービスの内容、利用料は「重要事項説明書」のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画又は羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画）の範囲内で変更が可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画又は羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない者がある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

５　事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画」又は「介護予防訪問介護計画」（訪問型サービスにおいて介護予防訪問介護計画を作成しない場合は、羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画）で定めた内容のサービスを提供します。

６　前項のサービス従業者は、介護福祉士、訪問介護員養成研修１～２級課程又は介護職員実務者研修・基礎研修課程・初任者研修を修了した者とします。又、訪問型サービスにおいては市が指定する研修を修了した者も含みます。

（契約の終了）

※契約終了の要件内容に、事業対象者確認においても非該当である旨を追加する。（以下、例文。）

第○条次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定され、事業対象者確認においても非該当となった場合

③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

※秘密保持の内容に通所型サービスの内容も加える。（以下、例文。）

第○条事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」と言います。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

２ 前項により情報提供を受けた者は、事業者及び従業者と同様に第１項の適用を受け、守秘義務が生じるものとします。

３　事業者及び従業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画又は羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画）立案のためのサービス担当者会議ならびに介護支援専門員（又は地域包括支援サンター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者又は通所型サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。